

岩手県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社か まいしケア ー・サービ ス	釜石市鶴住居町第 13地割2番地5	釜石市鶴住居町第 12地割38番地22	かまいしケア ー・サービス 指定訪問介護 事業所	釜石市鶴住居町第 13地割2番地5	釜石市鶴住居町第 12地割38番地22	平成23年4月 18日
社会福祉法 人愛恵会	釜石市鶴住居町第 13地割1番地4	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	いきいきホー ムヘルプステ ーション	釜石市鶴住居町第 16地割69番地19	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	平成26年4月 11日
株式会社ブ ルーム	釜石市甲子町第10 地割599番地1	釜石市甲子町第10 地割311番地2	指定訪問介護 事業所ヘルパ ーステーショ ンさくら	釜石市甲子町第10 地割599番地1	釜石市甲子町第10 地割311番地2	平成23年5月 16日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法 人愛恵会	釜石市鶴住居町第 13地割1番地4	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	いきいき指定 訪問入浴介護 センター	釜石市鶴住居町第 16地割69番地19	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	平成26年4月 11日

3 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法 人愛恵会	釜石市鶴住居町第 13地割1番地4	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	五葉寮いきい きデイサービ スセンター	釜石市鶴住居町第 13地割1番地4	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	平成26年4月 11日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	

有限会社か まいしケア ー・サービ ス	釜石市鶴住居町第 13地割2番地5	釜石市鶴住居町第 12地割38番地22	かまいしケア ー・サービス 指定居宅介護 支援事業所	釜石市鶴住居町第 13地割2番地5	釜石市鶴住居町第 12地割38番地22	平成23年4月 18日
------------------------------	----------------------	------------------------	-------------------------------------	----------------------	------------------------	----------------

5 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法 人愛恵会	釜石市鶴住居町第 13地割1番地4	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	いきいき指定 訪問入浴介護 センター	釜石市鶴住居町第 16地割69番地19	釜石市鶴住居町第 2地割20番地1	平成26年4月 11日